

会員各位

大阪宅建協会 なにわ京阪支部  
 支部長 辻本 和男  
 相談所運営委員長 実岡 孝幸

## 各自治体相談員募集のお知らせ

拝啓

平素は当支部の活動にご理解・ご協力いただき誠に有難うございます。

さて、皆様のご協力により各自治体での相談業務を行っておりますが、長年執務いただいた方々が高齢化や廃業等の事情により退任され、どの地域でも相談員が不足しております。

何卒ご協力の程、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

### 1. 各自治体での開催曜日、勤務時間

開催場所	開催曜日	勤務時間	○を記入（複数歓迎）
守口市役所	第1火曜	13時～16時	
旭区役所	第1木曜	13時～16時	
鶴見区役所	第2木曜	13時～16時	
四條畷市役所	第2木曜	13時～16時	
城東区役所	奇数月の第2金曜	13時～16時	
大東市役所	第3月曜	13時～16時	

2. 勤務回数 平均で年3～6回程度（地区の相談員数によって異なります）
3. 業務内容 2名1組で一般消費者からの不動産一般相談に各役所で対応していただきます
4. 執務費 5,000円/日（交通費含む、執務担当月の月末に銀行振込）
5. 募集人数 応募多数の場合は委員会一任
6. 任期 令和8年7月1日から順次（特に退任の申出が無い限り、毎年自動更新）
7. 締切 シフト作成都合上、1回目は5/15（金）とします。以降は随時募集。
8. 相談員の資格 **宅建士の資格を有し、不動産に関する知識が広く、且つ相談活動に熱心な事。**  
 但し、相談員に委嘱されても任期中に不適切な言動が生じた場合、委員会の議決を経て委嘱を取り消すことが出来るものとします。  
**また、不動産業務研修会を年3回受講している会員であること。**

注：上記の自治体相談員の募集に関しては、本部相談員準則を基準としております。

また、相談員として執務することが決まった場合、支部で講習を行います。開催日は決まり次第、お知らせいたします。

-----  
以上

【返信先】 支部 e-mail info@naniwakeihan-takken.com / FAX 06-6357-7285

上記、支部相談員に応募致したく、下記届出致します。

商号		e-mail	
氏名		携帯番号	
宅建取引士番号		執務の頻度についての希望	1か月に一度 2か月に一度 3か月に一度 4か月に一度 (いずれかに○を付けて下さい)
どちらか選択してください	・ 自治体相談員のみ                      ・ 紹介業務にも対応する自治体相談員		

※紹介業務：相談会で一般相談者から業者紹介を依頼された場合、その場での営業行為は禁じられております。後日支部へ連絡があった場合、登録した相談員順に、支部から連絡いたします。